

## 茨城県神栖市における次年度以降の地下水モニタリング調査について(案)

### 1. 平成 27 年度の地下水モニタリング計画

高濃度汚染対策が終了した平成 24 年 3 月以降の地下水モニタリングについては、これまでに地下水汚染が確認された地域全域を対象に、対策実施中と同様に年 4 回の DPAA モニタリングを実施するとともに、A 地区については年 12 回の総ヒ素モニタリングを実施しているところ。

### 2. 平成 28 年度の地下水モニタリング計画 (案)

#### (1) 汚染源地域 (汚染源・A 地区)

平成 26 年までと比較して濃度の傾向に大きな変化はみられないものの、未だ局所的に 1mg-As/L を超える汚染が存在する箇所や季節による濃度変化が著しい箇所、濃度上昇が確認される地点が存在しており、引き続き濃度の推移を注視する必要がある。また、汚染プルームの位置は概ね把握できているが、季節変動があることから、比較的濃度の高い汚染プルームについては引き続き変動範囲を把握していく必要がある。

このため、平成 28 年度についても、現状の地下水モニタリングを継続することとし、比較的濃度の高い地点や変動の著しい地点を中心に、推移を注視することとする。

#### (2) 下流域 (AB 間、B 地区、南西地域等)

AB 間、B 地区では、汚染が確認される地点は絞られつつあり、その濃度も低下傾向にあるが、まだ不検出の地点が顕著に増加しているという状況ではなく、地下水汚染範囲の縮小が確認されているという状況にはない。長期にわたって不検出である地点も存在するが、今後、飲用自粛範囲の見直しを検討する際に必要なデータを得る目的から、現状の地下水モニタリングを継続することとする。

また、AB トラック外縁部についても、飲用自粛範囲を見直す状況にはないことから、現状の地下水モニタリングを継続することとする。